

山口県報

平成25年
3月22日
(金曜日)

目次

規則	1
森林法施行細則の一部を改正する規則(森林整備課)	1
山口県工事執行規則の一部を改正する規則(技術管理課)	1
告示	1
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	2
家畜伝染病予防法第五条第一項の規定による家畜の検査の実施(畜産振興課)	3
家畜伝染病予防法第六条第一項の規定による家畜の注射の実施(畜産振興課)	6
保安林の指定(美祢市)(森林整備課)	7
保安林の指定施設要件を変更する旨の通知の内容及び揭示場所(森林整備課)	8
建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査(監理課)	8
道路の区域の変更(道路整備課)	6
道路の供用の開始(道路整備課)	7
宇部都市計画道路事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	7
萩都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	7
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課)	8
山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課)	8
公告	8
危険物取扱者試験に係る指定試験機関の名称の変更の届出(防災危機管理課)	8
消防設備士試験に係る指定試験機関の名称の変更の届出(防災危機管理課)	9
国土調査の成果の認証(地域政策課)	9
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課)	9
大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による届出(商政課)	10
公共測量の実施(監理課)	10
防府都市計画道路事業の事業計画の変更(都市計画課)	10

開発行為に関する工事の完了(建築指導課)

公安委規則

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則

公安委告示

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正



森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第二十号

森林法施行細則の一部を改正する規則

森林法施行細則(昭和五十年山口県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条」を「第四条」に改める。

第三条第一項中「第二条」を「第四条」に改め、同条第二項中「第二条第一号」を

「第四条第一号」に改め、同条第三項第三号中「勾配」を「勾配」に改める。

第四条第二項及び第三項中「第二条各号」を「第四条各号」に改める。

第十三条中「第二条」を「第四条」に改める。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

山口県工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第二十一号

山口県工事執行規則の一部を改正する規則

山口県工事執行規則(昭和四十九年山口県規則第二十九号)の一部を次のように改正

する。

第四十四条第十項、第四十六条第三項及び第五十一条中「年三・一パーセント」を

「年三・〇パーセント」に改める。
附 則

- (施行期日)
1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
(経過措置)
2 この規則の施行前に締結した契約については、なお従前の例による。



山口県告示第六六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十五年三月二十二日から同年四月十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日

山口県知事 山 本 繁太郎

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 明和化成株式会社
住 所 宇部市大字小串一九八八番地の二〇
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 明和化成株式会社
所在地 宇部市大字小串一九八八番地の二〇
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類 三三ーイ (二基)	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (kg/日)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
五〇	平成二五年 四月二二日	平成二五年 四月二二日	平成二五年 四月二二日	断 続 八 時 間
				時 間 隔 隔 の 使 用 間 隔
				一 日 当 た の 使 用 間 隔
				季 節 的 変 動 の 概 率 的 変 動
				変 動 な し

備考 「三三ーイ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設をいう。	三三ーイ	四、〇〇〇	一五〇	三〇〇	二、四〇〇	断 続 八 時 間	連 続 二 四 時 間
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 (m ³)
	通 常 最 大	通 常 最 大	
水素イオン濃度 (水素指数)	七	八、六	〇・〇六
	〇・〇五	〇・一	
化学的酸素要求量 (mg/l)	七〇	七〇	〇・九
	〇・〇五	〇・一	
浮遊物質 (mg/l)	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	〇・二
	〇・〇五	〇・一	
窒素 (mg/l)	一〇	二〇	〇・二
	〇・〇五	〇・一	
燐 (mg/l)	二	四	〇・二
	〇・〇五	〇・一	

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排水口	排 出 水 の 状 態 の 値		排水の一日当たりの量 (m ³)
	通 常 最 大	通 常 最 大	
七	八、六	二〇	六八
	〇・〇五	〇・一	

山口県告示第七七号

家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号) 第五条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について検査を受けることを命ずる。

平成二十五年三月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 牛のブルセラ病検査

(一) 目的

牛のブルセラ病の発生を予防するため

(二) 区域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

山口県全域

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で家畜防疫員が検査の必要があるものと認めるもの

2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

3 1及び2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があるものと認めるもの

4 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛

(四) 期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

二 牛の結核病検査
急速凝集反応法

(一) 目的

牛の結核病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

3 1及び2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

4 受精卵の採取の用に供する雌牛

5 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛

(四) 期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

ツベルクリン皮内注射法

三 牛のヨーネ病検査

(一) 目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

2 1に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

3 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛

(四) 期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

1 予備的抗体検出法(スクリーニング法)

2 1による検査の反応が陽性である場合には、リアルタイムPCR法

四 伝達性海綿状脳症検査

(一) 目的

伝達性海綿状脳症の発生の状況等を把握するため

(二) 区域

山口県全域(萩市見島を除く。)

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 月齢又は推定月齢が満二十四月以上で死亡した牛の死体

2 月齢又は推定月齢が満十二月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体

(四) 期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

1 牛の死体にあつては酵素免疫測定法(エライザ法)

2 めん羊、山羊及び1による検査の反応が陰性でない牛の死体にあつてはウエスタンプロット法による検査及び免疫組織化学的検査

五 馬伝染性貧血検査

(一) 目的

馬伝染性貧血の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

馬の全部(平成二十一年四月一日以降に検査を受けた馬を除く。)

(四) 期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

寒天ゲル内沈降反応検査

六 馬インフルエンザ検査

(一) 目的

馬インフルエンザの発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

飼養している馬で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

(四) 期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

(五) 検査の方法
簡易抗原検査

七 豚コレラ検査

(一) 目的

豚コレラの発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲
家畜防疫員が検査の必要があると認める豚

(四) 期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

(五) 検査の方法
酵素免疫測定法(エライザ法)

八 豚のオーエスキー病検査

(一) 目的

豚のオーエスキー病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 飼育している豚で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

2 繁殖の用に供する目的で県外へ移出しようとする豚

3 繁殖の用に供し、又は肥育する目的で県外から移入した豚(清浄段階の地域)

(その地域内で飼育しているいずれの豚等(豚及びいのししをいう。以下同じ。))

に対してはオーエスキー病の予防注射を実施しておらず、かつ、その地域

内において豚等を飼育している全ての農場において毎年二回以上B検査(オーエ

スキー病の検査であつて、農場で飼育している豚等の数が、二十二頭以下である

場合にあつてはその全部を、二十三頭以上四十九頭以下である場合にあつては二

十二頭を、五十頭以上九十九頭以下である場合にあつては二十六頭を、百頭以上

二百頭以下である場合にあつては二十七頭を、二百一頭以上九百九十九頭以下で

ある場合にあつては二十八頭を、千頭以上である場合にあつては二十九頭を、そ

れぞれ無作為に抽出して行うものをいう。)を実施し、又は毎年一回以上C検査

(オーエスキー病の検査であつて、農場で飼育している豚等の数が、三十五頭以

下である場合にあつてはその全部を、三十六頭以上四十九頭以下である場合に

あつては三十五頭を、五十頭以上九十九頭以下である場合にあつては四十五頭

を、百頭以上二百頭以下である場合にあつては五十一頭を、二百一頭以上九百九

十九頭以下である場合にあつては五十八頭を、千頭以上である場合にあつては五

十九頭を、それぞれ無作為に抽出して行うものをいう。以下同じ。)を実施し、

その結果、オーエスキー病の野外抗体について陽性であると認められる豚等が一

年以上確認されていない地域をいう。)から移入したものはC検査を実施し、

その結果、オーエスキー病の抗体について陽性であると認められる豚等が確認さ

れていない農場から移入したものを除く。)

(四) 期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

(五) 検査の方法
ラテックス凝集反応法

九 鶏の高病原性鳥インフルエンザ

(一) 目的

鶏の高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲
飼養している鶏で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

(四) 期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

(五) 検査の方法
血清抗体検査(家畜防疫員が必要があると認める鶏にあつては、血清抗体検査及

びウイルス分離検査)

十 家きんサルモネラ感染症検査及びマイコプラズマ・ガリセプチカム検査

(一) 目的

家きんサルモネラ感染症及び鶏マイコプラズマ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲
種卵を採取し、又は採取する目的で飼育している鶏で家畜防疫員が検査の必要が

あると認めるもの

(四) 期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

十一 急速凝集反応法
腐蛆病検査

(一) 目的
腐蛆病の発生を予防するため

(二) 区域
山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲
1 蜜蜂の全部
2 転飼しようとする蜜蜂

(四) 期日
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

(五) 検査の方法
肉眼検査

山口県告示第百八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について注射を受けることを命ずる。

平成二十五年三月二十二日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 牛流行熱予防注射及びイバラキ病予防注射

(一) 目的

牛流行熱及びイバラキ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲
家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

1 牛流行熱 前年度に注射を受けた牛にあつては筋肉一回注射
前年度に注射を受けていない牛にあつては筋肉二回注射

2 イバラキ病 皮下一回注射

二 牛流行熱・イバラキ病混合予防注射

(一) 目的
牛流行熱及びイバラキ病の発生を予防するため

(二) 区域
山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲
家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

(五) 注射の方法
前年度に注射を受けた牛にあつては筋肉一回注射
前年度に注射を受けていない牛にあつては筋肉二回注射

三 牛伝染性鼻気管炎予防注射

(一) 目的

牛伝染性鼻気管炎の発生を予防するため

(二) 区域
山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲
家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

(五) 注射の方法
筋肉一回注射

四 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢粘膜炎・牛パラインフルエンザ混合予防注射

(一) 目的

牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢・粘膜炎及び牛パラインフルエンザの発生を予防するため

(二) 区域
山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲
家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

五 牛の炭疽^そ予防注射

- (一) 目的
牛の炭疽の発生を予防するため

- (二) 区域
山口県全域

- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

- (四) 期日
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

- (五) 注射の方法
皮下一回注射

六 豚の流行性脳炎予防注射

- (一) 目的
豚の流行性脳炎の発生を予防するため

- (二) 区域
山口県全域

- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している豚

- (四) 期日
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

- (五) 注射の方法
越夏豚にあつては皮下一回注射
未越夏豚にあつては皮下二回注射

山口県告示第九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十五年三月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 保安林の所在場所

美祢市秋芳町別府字南一ツ石二から二五まで、二八の一、二七四一、字一ツ石三

五、一五二四、一五二五の一、一五二五の二、字大平六六、六九、七〇、七二から七四まで、八二の一、八三の一、八三の二、八四から八六まで、八九、九〇、九三、一五一四から一五二〇まで、一五二〇の一、一五二二、一五二三、二七四四の一、二七四四の二、二七四五、二七四七の一、二七四七の二、二七四九、二七五三、二七五四、二七五七、二七六〇、二七六七の二、字上芹田一〇一、一一一の二、二七六一、二七六五、字芹田一七八、一四九一、一四九二、一四九四、一四九五、一四九九、一五〇一、一五〇二、一五〇四の三、一五〇四の八、一五〇四の九、一五〇四の一三、一五〇四の一四、一五〇五、一五二八の二、一五二八の三、一五五三の一、一五五三の三、一五五三の五、字下大平三三九の一、二四〇、二四三、二四四、二四五の一、二四六、二五〇、一四八七の二から一四八七の六まで、一四八八の一、二七六七の一、二七七八の一、二七七〇、二七七一、二七七三、二七七五、字山ノ神二五一から二五四まで、二五六、二五七、二七七六の一、字西ノ台一四八七の九、一四八七の一〇、一四八七の一三、一四八七の二〇、一四八七の二一、一四八七の二九、一四八七の三四、一四八七の四〇、一四八七の四二、一四八七の四八、一四八七の五一から一四八七の五三まで、一四八七の五五、一四八七の五六、一四八七の六九、一四八七の七五、一四八七の七六、一四八七の八〇、一四八七の九七から一四八七の九九まで、一四八七の一〇三から一四八七の一〇五まで、一四八七の一〇二、一四八七の一〇四から一四八七の一二九まで、一四八七の一三一、一四八七の一三三、一四八七の一四四、一四八七の一四五、字中山一四八九の一、字古葉山一五〇七から一五二二まで、字新三郎一五二六、字北東埜四九七四の六、字鷹ノ穴五七三、五七四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第八十九号の規定によりその通知の内容を掲示した。
その要旨及び掲示場所は、次のとおりである。

平成二十五年三月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 通知の内容の要旨	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	保安林として指定された目的	変更に係る指定施業要件	住所	森林所有者
美祢市伊佐町堀越字南原一四七一の一	字南河	水源の涵養	立木の伐採の限度	美祢市東厚保町山中二二七	木村 芳雄
内一七〇六	字南河				高橋 衰則 の相続人 岩崎 巖太
一七二七	字芹田		立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種		山本由太郎
一八八一	"	"	"	"	"
一八八四	"	"	"	"	"
一八八五	"	"	"	"	"
一八八六	"	"	"	"	"

二 通知の内容を掲示した場所
美祢市役所

一 建設工事等	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	保安林として指定された目的	変更に係る指定施業要件	住所	森林所有者
山陽小野田市大字厚狭字相長五四二の三	字	土砂の流出の防備	立木の伐採の限度	山陽小野田市大字厚狭一	中部 修治
杉長三四四	"	"	"	"	杉山 静馬
三三四五	"	"	立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種	"	"
三三四六	"	"	立木の伐採の限度	"	"
三三四八	"	"	立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種	"	"
三三九一	"	"	"	"	"

山口県告示第百十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七号の五第一項及び第六十七号の十一第二項の規定により、平成二十五年において県が発注する建設工事等（次の二に掲げるものをいう。以下同じ。）の契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに限る。以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び当該競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十五年三月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

（一）建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二条第一項に規定

する建設工事（以下「建設工事」という。）

- (一) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第八十四号）第九号第三号に規定する建設コンサルタントの行う業務（以下「建設コンサルタント業務」という。）のうち建築に関する工事に係るもの（以下「建築関係建設コンサルタント業務」という。）

二 競争入札参加資格

(一) 競争入札に参加することができる者は、次に掲げる者とする。

- 1 建設工事にあつては、法第二条第三項に規定する建設業者（以下「建設業者」という。）で、平成二十三年八月一日の直後の事業年度終了の日以降に、法第二十七条の二十三第一項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受け、資格審査申請時までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のものの数値が、次に掲げる建設工事の種類に応じ、それぞれ当該種類ごとに定める数値以上であるもの

- (1) 土木一式工事 九百
- (2) 建築一式工事 八百
- (3) 鋼構造物工事 七百五十

- 2 建築関係建設コンサルタント業務にあつては、建築関係建設コンサルタント業務を営む者（建築基準法（昭和二十五年法律第二十一号）第二条第一号に規定する建築物に係る建設コンサルタント業務を営む者にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二十二号）第二十三条第一項の登録を受けた者に限る。以下「建築関係建設コンサルタント」という。）で、次に掲げる事項を審査して行う資格審査において、最上位等級に格付される資格を有するもの
- (1) 経営規模

- ア 資格審査の申請をする日（以下「申請日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度の終了の日（以下「審査基準日」という。）以前二年の公共測量等の種類別年間平均実績高
- イ 審査基準日の属する事業年度の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額

- ウ 申請日における公共測量等に従事する職員の数
- (2) 経営状況
- ア 基準決算における流動比率
- イ 基準決算における自己資本固定比率
- ウ 審査基準日以前一年における総資本純利益率

(3) 職員の資格取得状況

- (4) 品質管理及び品質保証のためのシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無
- (5) 環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無
- (6) 環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性推進機構の認証及び登録の有無

- (7) 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画（以下「一般事業主行動計画」という。）の策定及び届出の有無
- (8) 会社の合併の有無
- (9) その他の事項

申請日までの営業年数

- (二) 競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格が認定された日の翌日から平成二十六年三月三十一日までとする。ただし、七(二)の申請の手続をした者については、当該申請の結果が通知されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

三 資格審査の申請の時期及び方法

(一) 申請の時期は、随時とする。

- (二) 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（別記第一号様式。以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

(三) 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 1 県外に主たる営業所を有する建設業者（以下「県外建設業者」という。）にあつては許可証明書又は許可通知書の写し、建築関係建設コンサルタント（建築士法第二十三条第一項の登録を受けた者に限る。）にあつては登録証明書又は登録通知書の写し

- 2 県外建設業者及び建築関係建設コンサルタントにあつては、営業所一覧表（別記第二号様式）

- 3 建築関係建設コンサルタントにあつては、公共測量等経歴書（別記第三号様式）

- 4 建築関係建設コンサルタントにあつては、技術者経歴書（別記第四号様式）

- 5 納税証明書（外国人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）

- 6 個人にあつては、成年被後見人等に該当しない旨の誓約書（別記第五号様式）

- 7 建設業者にあつては、資格審査申請時までに申請した直近の経営事項審査に係

る総合評価値通知書の写し
 8 建築関係建設コンサルタントにあつては、審査基準日以前二年の各事業年度の財務諸表

9 建築関係建設コンサルタントで二の(一)の2の(4)又は(5)に定める国際標準化機構の認証を取得したものにあっては、当該認証に係る登録証の写し
 10 建築関係建設コンサルタントで二の(一)の2の(6)に定める環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性推進機構の認証及び登録を受けたものにあつては、当該認証及び登録を証する書面の写し

11 建築関係建設コンサルタントで二の(一)の2の(7)に定める一般事業主行動計画の策定及び届出を行ったものにあつては、都道府県労働局長に提出した当該届出の写し

12 暴力団排除に関する誓約書(別記第八号様式)

13 その他知事が特に必要があると認める書類

(四) 申請書等の作成に用いる言語等

1 申請書は日本語で作成をし、その他の書類で外国語で記載されたものは訳文の付記又は添付をしなければならない。

2 添付書類に記載する金額については、出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件(平成二十五年財務省告示第二十九号)に示す外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。

四 共同企業体の特例

建設業者が、知事が別に定めるところにより、共同企業体を結成して競争入札に参加することを希望する場合には、共同企業体競争入札参加資格審査申請書(別記第六号様式)に知事が別に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

五 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、申請者に通知する。

六 審査事項等の変更の届出

競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、競争入札参加資格審査事項等変更届(別記第七号様式)に三の(三)に掲げる書類(変更に係るものに限る。)を添えて、知事に提出しなければならない。

(一) 許可番号若しくは許可年月日又は登録番号若しくは登録年月日

(二) 商号又は名称

(三) 代表者の氏名

(四) 営業所の名称、所在地又は電話番号

(五) 県内の営業所の新設又は廃止
 (六) 代理人
 七 その他

(一) 特定調達契約により平成二十五年度において調達する特定役務のうち建設工事の種類は法第三条第二項に規定する土木一式工事、建築一式工事及び鋼構造物工事とし、建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの種類は建築関係建設コンサルタント業務とする。

(二) 有効期間満了後の期間に係る競争入札参加資格の審査を希望する者は、平成二十五年中に平成二十六年度に係る競争入札参加資格についての審査の公示をすることを予定しているので当該公示に基づき申請の手続をとること。

(三) この資格審査についての問合せは、山口県土木建築部監理課(電話〇八三一九三三―三六二九)にすること。

別記

第 1 号様式 (その 1)
(建設業者の場合)

受付番号	
------	--

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑪

許可を受けている建設業	国土交通大臣 知事 許可 (--) 第	年月日	第	号
	国土交通大臣 知事 許可 (--) 第	年月日	号	号

貴県所管に係る建設工事の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。
なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと及び県から
確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

別記

第 1 号様式 (その 2)
(建築関係建設コンサルタントの場合)

受付番号	
------	--

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑪

登録を受けている事業	建設コンサルタント	第	号	年	月	日	登録
------------	-----------	---	---	---	---	---	----

貴県所管に係る建築関係建設コンサルタント業務の競争入札参加資格の審査を関係書
類を添えて申請します。
なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと及び県から
確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

第2号様式

営業所一覧表

営業所			
名称	許可を受けている建設業又は登録を受けている事業	所在地	電話番号
(主たる営業所)			
(その他の営業所)			
計			

記入要領

- 1 「名称」欄は、本店又は支店若しくは常時建設工事等の請負契約等を締結する事務所の名称を記入すること。
- 2 「許可を受けている建設業又は登録を受けている事業」欄は、建設業者の場合にあっては、許可を受けている建設業のうち当該営業所において営業する建設業の種類ごとに建設業法施行規則（昭和24年建設省令第4号）別記様式第1号の記載要領の6の表中の（ ）で示された略号で記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第3号様式

公共測量等経歴書

(公共測量等の種類)

注文者	元請又は下請の区別	公共測量等の名称	公共測量等を行う場所のある都道府県名	委託料の額 (消費税込み) 千円	着手年月	
					完成(完成予定) 年月	年月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月

記入要領

- 1 この表は、公共測量等の種類ごとに作成すること。
- 2 この表は、直前2年間の主な完了した公共測量等及び直前2年間に着手した主な未了の公共測量等について記入すること。
- 3 下請に係る公共測量等については、「注文者」欄は直接注文した者の商号又は名称を記入し、「公共測量等の名称」欄は下請に係る公共測量等の名称を記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第4号様式

技術者経歴書

(公共測量等の種類)

氏名	生年月日	最終学校		法令による免許等		実務経歴	経験年数
		学校名	専攻学科名	名称	取得年月日		
	年月日				年月日		年月
	年月日				年月日		年月
	年月日				年月日		年月
	年月日				年月日		年月
	年月日				年月日		年月
	年月日				年月日		年月
	年月日				年月日		年月

記入要領

- 1 技術者は、公共測量等の種類ごとに区分し、各区分ごとに別業とすること。
 - 2 「最終学校」欄は、公共測量等に関するもののみについて記入すること（例…○○大学土木工学科）。
 - 3 「法令による免許等」欄は、公共測量等に関し法律又は命令による免許又は技術者若しくは技能の認定を受けた旨を記入すること（例…○○建築士等）。
 - 4 「実務経歴」欄は、最近のものから順次記入し、純粋に公共測量等に従事した職種及び地位を記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第5号様式

成年被後見人等に該当しない旨の誓約書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住所
氏名

⑪

私は、成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないものいずれにも該当しないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第6号様式（その1）

（経常建設工事共同企業体の場合）

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者（共同企業体の代表者）

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑪

下記の共同企業体について、貴県所管に係る建設工事の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと及び県から確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

記

共同企業体の名称		許可を受けている建設業	許可番号	許可年月日
構 (代表者)	商号又は名称及び代表者氏名			
成				
員				
希望する工事種別				
希望する工事場所				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第6号様式（その2）

（特定建設工事共同企業体の場合）

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者（共同企業体の代表者）

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑪

下記の共同企業体について、貴県所管に係る 工事の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと及び県から確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

記

共同企業体の名称		許可を受けている建設業	許可番号	許可年月日
構 (代表者)	商号又は名称及び代表者氏名			
成				
員				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第 6 号様式 (その 3)

(建設コンサルタント共同企業体の場合)

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 (共同企業体の代表者)

住 所
商号又は名称
代表者氏名

④

下記の共同企業体について、貴県所管に係る 業務の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと及び県から確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

記

共同企業体の名称	登録を受けている事業	登録番号	登録年月日
構 成 員	商号又は名称及び代表者氏名 (代表者)		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

第 7 号様式

競争入札参加資格審査事項等変更届

年 月 日

山口県知事 様

届出者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

④

下記のとおり競争入札参加資格に係る審査事項等に変更が生じたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

業 者 種 別	1 建設業者	2 建設コンサルタント
変 更 事 項	1 許可番号若しくは許可年月日又は登録番号若しくは登録年月日 2 商号又は名称 3 代表者の氏名 4 営業所の名称、所在地又は電話番号 5 県内の営業所の新設又は廃止 6 代理人	
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日	

記入要領

「業者種別」欄及び「変更事項」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表1措置基準第16号から第22号までに該当しないことを誓約します。

また、入札参加資格取得後においては、同基準第16号から第22号までに該当する行為を行わないことを併せて誓約します。

山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表1措置基準抜粋

(暴力団排除)

16 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者(以下「暴力団員」という。)又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を配給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者(以下「暴力団準構成員」という。)であるとき。

17 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員(以下「暴力団関係者」という。)を使用したと認められるとき。

18 役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上利益を不当に与えたと認められるとき。

19 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

20 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしてしていると認められるとき。

21 県工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、下請契約を締結したとき。

22 県工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、資材・原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。

注 申請時においては、第16号から第20号までの規定中「役員等」とあるのは「申請者、申請者の役員及びその支店又は営業所(常時、建設工事等の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者」と、第16号中「有資格業者の経営に事実上参加している者」とあるのは「申請者の経営に事実上参加している者」と、第17号中「使用した」とあるのは「使用している」と、第18号中「使用人」とあるのは「申請者の使用人」と、「与えた」とあるのは「与えている」と、第21号中「締結した」とあるのは「締結している」と、第22号中「した」とあるのは「している」と読み替えるものとする。日本工業規格A列4とする。

山口県告示第百十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課に備え置かれたり、一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

現道の種類 県道
路線 秋篠生線
現道の区数

区	間	旧新別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
秋篠生線	秋篠生線と字夏田谷四十五一の一地区から同市同大字字引明四七六六の一地区まで	旧	最狭 一四・四	一六四・四	道路改良工事に完了した。
		新	最狭 一三・六	一五六・八	

現道の種類 県道
路線 秋津和野線
現道の区数

区	間	旧新別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
秋津和野線	秋津和野線と字夏田谷四十五一の一地区から同市同大字字引明四七六六の一地区まで	旧	最狭 一四・四	一六四・四	県道秋篠生線の区数(重用)
		新	最狭 一三・六	一五六・八	

現道の種類 県道
路線 秋津和野線
現道の区数

区 間		旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
新	旧	敷地の幅員 (メートル)	(メートル)長	備 考	
最狭 二・九・四	最狭 一・八・四	最狭 一・八・四	一〇〇・〇	八八・七	道路改良工事の完了による。

山口県告示第百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
山口宇部線	宇部市大字藤曲字昭和開作二五七五の八一地从先から 同市大字東須恵字中梅田二五八三の一地先まで	平成二十五年三月二十四日午後四時

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
萩篠生線	萩市大字吉部下字夏目合四七五一の一地先から 同市同大字字引明四七六六の一地先まで	平成二十五年三月二十三日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 迫田篠目停車場線	萩市川上字野地八五四七の一地先から 同市川上字さやケ埴四〇四四の一地先まで	平成二十五年三月二十三日

山口県告示第百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、宇部都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十五年三月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 施行者の名称
宇部市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
宇部都市計画道路事業三・四・十三東海岸線
宇部都市計画道路事業三・四・十五鍋倉草江線
宇部都市計画道路事業三・五・二十三則貞笹山線
- 三 事業施行期間
平成十五年八月八日から平成二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地
宇部市草江二丁目、草江三丁目、草江四丁目及び大字沖宇部

山口県告示第百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、萩都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十五年三月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 施行者の名称
萩市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
萩都市計画下水道事業萩市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和五十三年二月七日から平成二十九年三月三十一日まで
- 四 事業地
萩市大字土原、大字唐樋町、大字江向、大字呉服町一丁目、大字呉服町二丁目、大字南古萩町、大字南片河町、大字堀内、大字東浜崎町、大字浜崎町、大字今魚店町、大字河添、大字平安古町、大字山田、大字浜崎新町、大字樽屋町、大字北片河町、大

字春若町、大字古魚店町、大字細工町、大字油屋町、大字塩屋町、大字恵美須町、大字瓦町、大字北古萩町、大字熊谷町、大字今古萩町、大字古萩町、大字米屋町、大字津守町、大字西田町、大字下五間町、大字吉田町、大字東田町、大字御許町、大字橋本町、大字川島、大字椿東、大字上五間町及び大字椿

山口県告示第百十六号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(昭和五十六年山口県告示第六百六十号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

通横町地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。
二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線、標柱十三号と十四号を市道横町線南側境界線に沿って結んだ線、標柱十四号と十五号を結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地番	標柱番号
長門市	通	向町	六六九の二地先	一号
"	"	"	六八一	二号
"	"	番山	七二二	三号
"	"	"	七五〇	四号
"	"	"	七五三の一	五号
"	"	荒神山	七八六の一地先	六号
"	"	"	七八五	七号
"	"	"	七九五	八号
"	"	"	七九五	九号
"	"	"	七八二	十号
"	"	"	八〇一地先	十一号
"	"	"	八〇三地先	十二号
"	横町	"	七〇三の二地先	十三号
"	"	"	六八五	十四号

山口県告示第百十七号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

一の表中

社団法人山口県 会周南支部 家用自動車協	番二二号	慶万町六 清水二丁 目六番一 二二二号	平成二二、 一
社団法人山口県 会周南支部 家用自動車協	番二二号	慶万町六	平成二二、 一

を

社団法人山口県
会周南支部
家用自動車協
番二二号
慶万町六
平成二二、
一
に改める。



(七六) 危険物取扱者試験に係る指定試験機関の名称の変更の届出

消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十三条の八第二項の規定により、指定試験機関から次のとおり名称を変更する旨の届出がありました。

平成二十五年三月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 指定試験機関の名称

変更後	変更前
一般財団法人消防試験研究センター	財団法人消防試験研究センター

二 変更年月日

平成二十五年四月一日

(七七) 消防設備士試験に係る指定試験機関の名称の変更の届出

消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十七条の九第四項において準用する同法第十三条の八第二項の規定により、指定試験機関から次のとおり名称を変更する旨の届出がありました。

平成二十五年三月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 指定試験機関の名称

変 更 後	変 更 前
一般財団法人消防試験研究センター	財団法人消防試験研究センター

二 変更年月日

平成二十五年四月一日

(七八) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十五年三月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下関市	平成二十年四月二十三日から平成二十二年三月十日まで	下関市地籍簿	豊田町大字今出の一部
山口市	平成二十三年四月十二日から平成二十四年八月六日まで	山口市地籍簿	秋穂東及び阿東生雲中の各一部
萩市	平成二十二年六月四日から平成二十四年二月二十七日まで	萩市地籍簿	大字椿東の一部

二 認証年月日

平成二十五年三月二十二日

(七九) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十五年四月三十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年三月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年二月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人音音

代表者の氏名 中村真理子

主たる事務所の所在地 山陽小野田市中川五丁目三番一〇号

(八〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十五年五月七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年三月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年三月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人ほっとにしき

代表者の氏名 寺本 隆宏

主たる事務所の所在地 岩国市錦町広瀬一―二―二番地の一

(八二) 大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計の変更の届出がありました。

平成二十五年三月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 株式会社近鉄松下百貨店
 所在地 周南市銀座二丁目一四番
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
 一〇、〇二〇平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
 零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
 平成二十五年二月二十八日

(八二) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十五年三月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 作業の種類
 公共測量(空中写真測量)
- 二 作業の地域
 下関市及び長門市
- 三 作業の期間
 平成二十五年二月十五日から同年三月二十八日まで

一 作業の種類

公共測量(空中写真測量)

- 二 作業の地域
 萩市及び阿武郡阿武町
- 三 作業の期間
 平成二十五年二月十九日から同年三月二十七日まで

(八三) 防府都市計画道路事業の事業計画の変更

防府都市計画道路事業の事業計画の変更について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による告示(平成二十五年中国地方整備局告示第三十一号)があったので、次のとおり公告します。

平成二十五年三月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 都市計画事業の種類及び名称
 防府都市計画道路事業三・三・一環状一号線
 防府都市計画道路事業三・四・二十七防府富海線
 防府都市計画道路事業三・四・四十松崎牟礼線
- 二 施行者の名称
 山口県
- 三 事務所の所在地
 山口市滝町一番一号
- 四 事業地の所在
 防府市牟礼柳、牟礼今宿二丁目、沖今宿二丁目及び大字牟礼地内

(八四) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十五年三月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
 山陽小野田市大字有帆字菩提寺、字中ヶ迫及び字堂前

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山陽小野田市大字有帆三三五番第一
宗教法人熊野神社



山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十五年三月二十二日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第二号

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則

山口県警察本部組織規則（昭和二十九年山口県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「四課」を「三課」に改め、「警衛対策課」を削り、同条第六項中「犯罪捜査支援室を」の下に、「警備部警備課に警衛対策室を」を加える。

第四条第五項警備課に関する部分第二号中「並びに警備実施に関連する犯罪の捜査」及び「及び警衛対策課」を削り、同部分第三号及び第四号中「（警衛対策課の主管に属するものを除く。）」を削り、同項警衛対策課に関する部分を削る。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

山口県公安委員会告示第七号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月二十二日

山口県公安委員会

表山口県防府警察署の部中間交番の項の次に次のように加える。

右田大崎交番	防府市大字	防府市のうち自由ヶ丘一丁目、自由ヶ丘二丁目、自由ヶ丘三丁目、自由ヶ丘四丁目、大字高井、大字大崎、大字佐野
--------	-------	--

表山口県防府警察署の部右田警察官駐在所の項及び大崎警察官駐在所の項を削り、同表山口県下関警察署の部大坪交番の項名称の欄中「大坪交番」を「幡生交番」に改め、同項位置の欄中「向洋町三丁目」を「羽山町」に改め、同項所管区の欄中「のうち」の下に「貴船町三丁目、貴船町四丁目、山の口町、」を、「栄町」の下に、「向洋町一丁目」を、「向洋町三丁目」の下に、「羽山町、後田町一丁目、後田町二丁目、後田町三丁目、後田町四丁目、後田町五丁目、石神町、幡生町一丁目、幡生町二丁目、幡生本町、幡生宮の下町、汐入町、金比羅町、大坪本町」を加え、同部後田交番の項を削り、同部北部交番の項所管区の欄中、「幡生町一丁目、幡生町二丁目、幡生本町、幡生宮の下町」及び、「汐入町、金比羅町、大坪本町」を削り、同部西部交番の項名称の欄中「西部交番」を「下関駅交番」に改め、同項位置の欄中「今浦町」を「竹崎町四丁目」に改め、同部下関駅警備派出所の項を削る。

平成
二十五年
三月
二十
日
印刷
發行

發行
行人
人所

山山
口口
県県
知知
事事
庁庁